

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第32回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年3月11日（金）午前10時から午前10時38分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）吉戒修一

（委員）井部俊子，上原敏夫，鈴木和宏，山岸良太

（庶務）江川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

ア 平成23年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月3日及び同月21日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成23年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した117人のうち、その後、願を取り下げた1人を除く116人について審議が行われ、113人については指名適当、2人については指名不適当との答申がされ、1人については、指名することの適否についての判断を留保したこと、その後、判断を留保した1人が願を取り下げたこと、平成23年4月期の弁護士任官候補者8人については、5人は指名適当、3人は指名不適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補の審議結果については、任官希望を出した100人について審議が行われ、98人については指名適当、2人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月23日に開催された指名諮問委員会では、平成23年下半期における判事補から判事への任命及び判事への再任並びに平成23年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

（２） 協議

ア 平成23年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成23年10月期の弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）2人ともが当分科会に係るとの説明があった。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまで

と同様，別紙 1 及び別紙 2 の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること，別紙 3 の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること，別紙 4 の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し，これにより得られた情報提供者に別紙 5 の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお，弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は，5月20日（金）までとすることとされた。

おって，委員 2 人から，将来の課題として，弁護士任官候補者のうち，地元での調停官としての評判も担当事件の当事者代理人弁護士らから収集することについて検討したらどうかという意見が述べられ，庶務から指名諮問委員会に対し，協議の中で上記意見が出されたことを伝えることとされた。

イ 平成 23 年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

協議の結果，再任候補者に関する情報収集については，これまでと同様，別紙 6 の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また，重点審議者に関する情報収集についても，これまでと同様，同書式により，検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお，再任候補者に関する情報の受付期限については，5月20日（金）までとすることとされた。

（3）今後の予定等

今回は，今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び判事任命・判事再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は，6月3日（金）午前 10 時から第 2 中会議室で開催す

ることとされた。

以 上

平成 23 年 3 月 × × 日

東京高等裁判所長官	殿	《各別に宛先記載》
地方裁判所長	殿	
家庭裁判所長	殿	
東京高等検察庁検事長	殿	
地方検察庁検事正	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依 頼)

この度、平成 23 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成23年5月20日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

平成 23 年 3 月 × × 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 23 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 20 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

平成 23 年 3 月 × × 日

弁護士

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 23 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 20 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】

平成 23 年 3 月 × × 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 23 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに
伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼があり
ました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会に
おいて弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数
ですが、下記の例に該当するような弁護士（10 人程度）の住所、氏名及び貴殿と
の関係を記載した書面を、《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の
庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、
又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所
を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁
護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近 3 年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある

弁護士

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 23 年 3 月 × × 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 23 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 20 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 23 年 3 月 × × 日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成23年5月20日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第32回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年3月11日（金）午後1時30分から午後2時4分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，松本新太郎，山名学

（庶務）江川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかった

ので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月3日及び同月21日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成23年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した117人のうち、その後、願を取り下げた1人を除く116人について審議が行われ、113人については指名適当、2人については指名不適当との答申がされ、1人については、指名することの適否についての判断を留保したこと、その後、判断を留保した1人が願を取り下げたこと、平成23年4月期の弁護士任官候補者8人については、5人は指名適当、3人は指名不適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補の審議結果については、任官希望を出した100人について審議が行われ、98人については指名適当、2人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月23日に開催された指名諮問委員会では、平成23年下半期における判事補から判事への任命及び判事への再任並びに平成23年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

(2) 協議

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任候補者に関する情報の受付期限については、5月20日（金）

までとすることとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事任命・判事再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月3日(金)午後3時から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成23年3月××日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 吉 戒 修 一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成23年10月から平成24年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成23年5月20日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長